

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金 支給のご案内



支給対象世帯

令和5年12月1日現在、練馬区に住民登録をしており、次の①②のいずれかに当てはまる世帯

① 5年度分の住民税が均等割のみ課税の世帯

▶1世帯あたり **10万円** **要申請**

※練馬区から「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（3万円）」を受給した世帯は7万円を支給

①のうち、18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）がいる世帯

▶児童1人あたり **5万円** **要申請**

② 5年度分の住民税が非課税で、「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（7万円）」を練馬区から受給した **18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）** がいる世帯

▶児童1人あたり **5万円** **申請不要**

申請書類

区からお手紙を送付します

内容をご確認の上、必要に応じてお手続きをお願いします

支給時期

【申請・手続きのある方】
※申請期限は令和6年5月31日（必着）です。

練馬区ホームページ



対象・条件により時期が違います

詳しくは、練馬区ホームページをご確認ください

お問合せ